

KPMGタイ アドバイザリー セミナー

デジタル推進のポイント・会社再編の実務

9月17日(金)14:00-15:15(タイ時間)

Cisco WebEx



三浦 一郎 CCO and Audit Partner



柴田 智以 Tax partner



横山 大介 Advisory Associate Director



会社再編の実務・デジタル推進のポイント

本日の予定

| 時間(夕イ時間) | 項目 | 講師 |
|---------------|-------------|----|
| 14:00 - 14:05 | イントロダクション | 三浦 |
| 14:05 - 14:40 | デジタル推進のポイント | 横山 |
| 14:40 - 15:15 | 会社再編の実務 | 柴田 |
| 15:15 | 終了予定 | |



講師紹介(デジタル推進のポイント)



横山 大介

Associate Director, Advisory

公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)

- 2005年にKPMGビジネスアシュアランス株式会社(現KPMGコンサルティング株式会社)に入社。主にリスク管理、内部統制を軸に、ITガバナンス、ITリスクマネジメントや各種法令対応プロジェクトに従事。
- 近年は、名古屋を拠点にグローバル消費財メーカー、自動車関連企業様のIT、デジタル、内部統制などに従事。また、KPMGグローバルとのハブとして、日系企業様向けの海外での提案、業務提供も多数支援。
- 2021年9月7日、KPMGタイ(KPMG Phoomchai Business Advisory Ltd.)に出向。 日系企業様向けコンサルティング業務を担当。



講師紹介(会社再編の実務)



柴田 智以Partner, Tax
日本国税理士(現在未登録)

- 2002年にKPMGピートマーウィック(現KPMG税理士法人)に入社。主にタックス デューデリジェンス、M&A関連の税務アドバイザリー業務に従事。
- KPMG Phoomchai Tax Ltd. (KPMGタイランド) には2011年から2013年まで駐在、 その後2015年に転籍して現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザリー、現地法人設立や 組織再編等の法務・税務手続支援、M&A関連の業務に従事。



今後のウェブセミナーのご案内

2021年10月15日(金)

タイ時間14:00 – 15:30 (日本時間16:00 – 17:30)

タイの会計・税務・法律の基礎講座 ~第1回~

- 外国人事業法
- 付加価値税
- 源泉税

2021年11月19日(金)

タイ時間14:00 – 15:45 (日本時間16:00 – 17:45)

タイの会計・税務・法律の基礎講座 ~第2回~

- タイ会計基準
- 会社法
- 関税
- 個人所得稅

2022年1月21日(金)

タイ時間14:00 – 15:45 (日本時間16:00 – 17:45)

タイの会計・税務・法律の基礎講座 ~第3回~

- ・法人税
- 移転価格税制





先進事例に見るデジタル推進のポイント

横山大介 アソシエイトディレクター / アドバイザリー

サマリー - タイ拠点で考えるべきデジタル推進のポイントー

タイでの 検討領域

あるべき姿の可視化と共有

- 全社DX戦略の検証、シナジー施策の具体化・ 定量化
- モニタリング手法の定義、シナジー加速に向けた取り組み立案

出口戦略

デジタル

人材育成

将来ビジョン (成功の定義)

KPI・モニタリング

デジタル戦略

成功の定義と共有

組織面の課題

チェンジマネジメント

- ワークシフト・配置転換
- キャリア支援

キー人材の確保

- ・ デジタル人材の定義
- ・ 既存人材からの特定
- 採用計画・雇用条件検討
- 教育•定着化

デジタル組織 * DXMO

(DX Management Office)

フロントから バックまでの 働き方改革

プロジェクトマネジメント (本社)

- デジタル戦略の推進、KPI策定・ 運用
- デジタル組織整備、人材育成
- ・ テクノロジー検討と標準化支援 (タイ)
- デジタル戦略・KPIのローカライズ
- ローカルデジタル人材の育成
- プロジェクト支援

成果の可視化と見直し

- KPIによる効果測定
- 重点領域および予算検討

在宅ワーク環境下での

業務効率化の次の一手

務・組織の把握 整備状況把握 自動化範囲拡大 開





自己紹介

KPMGタイランド日系企業向けコンサルティング担当

横山 大介 (Daisuke Yokoyama)



- KPMG一筋15年、入社以来一貫して監査・非監査クライアント様向けのコンサルティングに従事。直近では名古屋事務所ベースで東海地域のクライアント様を担当。
- 専門分野は、リスクマネジメントやガバナンスを基礎とし、 業務改革、IT・デジタル導入、内部統制などオールラウンダーとして活動。
- 経験業種も近年は**飲料・食品、自動車、製造**をメインとしつつも、**商社、通信や金融機関**への出向経験もあり。
- 活動方針は、クライアントとの継続的な対話やプロジェクトの現場を通じてクライアントのビジネスや真の課題を理解したうえでアドバイスやご提案をしていくこと。



KPMGでは会計領域以外でも先端的なコンサルティングを提供しています。

Business Transformation

Strategy & Operation

マーケット分析、事業戦略、M&Aなど ハイレベルな経営イシューからSCM、 業務改革、業務効率化やアウトソー シングなど現場の改善まで広く対応。

Financial Management

経営管理・管理会計の高度化、財務 経理機能の各種トランスフォーメーショ ンに対応。

Organization & People Management

組織風土改革から人事・人材管理まで組織と人にまつわる様々な課題に対応。

Technology Transformation

IT Planning & Architecture Design

IT戦略、ITアーキテクチャ戦略やIT部 門改革に対応。

IT Governance & Program Management

ITガバナンス整備、PMO/プロジェクト 支援、ITサービスマー本日のテーマ 費用効果分析等に

Digital Transformation

デジタル戦略、データ分析、デジタル人 材育成等、DXの計画、実行を支援。

Enterprise Solution

ERP導入(会計、人事、SCM、 CRM)、クラウド導入、マスターデータ マネジメントなど基幹システムにまつわ る課題に対応。

Risk & Compliance

Governance/Risk & Compliance

ガバナンス、コンプライアンスなどリスク管理にまつわる課題やJ-SOX対応、内部監査の実行や改善等を支援。

Group Governance

海外子会社の管理や不正防止、リスク対応を中心とした課題に対応。

IT Risk Management

グローバルITガバナンス、システムリスク管理やシステム監査などITにまつわるリスクに対応するための課題に対応。

Cyber Security

サイバーセキュリティ上のリスク評価、技術的な対策や運用、その他各国の規制対応を支援。



RPAやAIおよびデジタルを実現する様々なソリューションを中立的な立場で組み合わせ、 業務(事業)プロセスを軸にお客様に寄り添った変革の推進をご支援いたします。

01

多くのRPA導入実績

日系大手企業60社を超える豊富な導入実績を元に**実効性の高い方法論**を用いてクライアントの変革をご支援(デジタルの基盤)



02

デジタル総合力

RPAやAI等のツール導入ではなく業務(事業)プロセスを軸にした統合的な変革推進のため、総合コンサルティングファームとして施策ロードマップの策定および変革実行の両輪をご支援



03

中立的な立場

特定のソリューションやベンダーに偏ることなく、**課題に対し真に解決できる施策を立案** 一方的な教科書的解決策の提示ではなく**お客様に寄り添った変革の推進をご支援**



04

高い外部評価

外部評価機関であるForresterのDX領域において会計系総合コンサルティングファームで唯一"Global Leader" と評価されており今後も市場を牽引(2020年3Q評価結果)







プランタル推進のポイント

(組織面)

デジタル推進のポイントは全社的かつ全体的な取り組みにできるかどうか

タイ拠点においても**日本本社を含めた全社デジタル戦略と整合**し、かつ、**拠点内のローカルメンバーも含めた合意形成、組織整備そして効果測定**をしていくことが推進力となっていきます。

デジタル *変革*

- 全社的変革● 経営者
 - 従業員
- *全体的変革* • *制度*
 - ・プロセス
 - 組織等

日本本社





まずは効果の見えやすい業務の効率化を狙って
成功体験を積み上げていく。

デジタル推進計画を立案する。一般的には**小さく始めて大きく育てる**方式 (POC)が主流。

在タイ拠点



② デジタル成熟度を把握

効率化よりも**職員の働きや すさを追求**するプロジェクト
として組成。

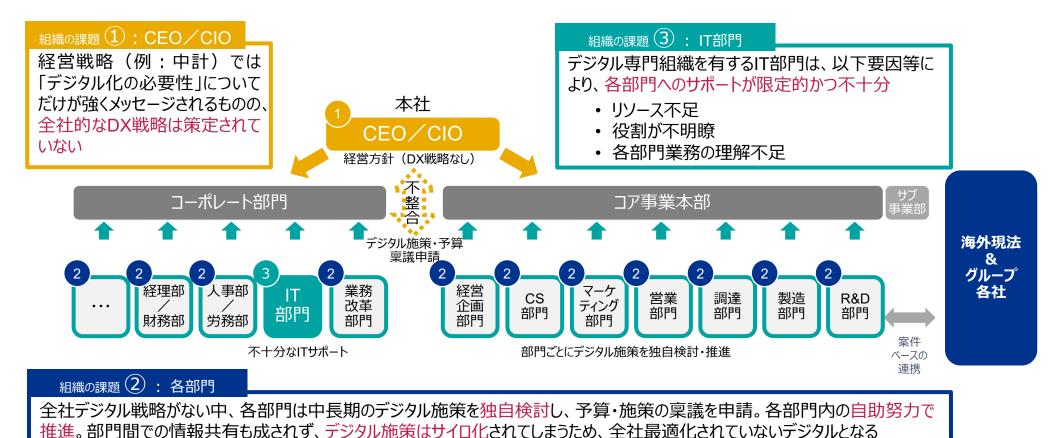
本社との連携、効果の見える化、変革後の出口戦略を 初期段階から検討。



なぜ日本企業(含む海外拠点)のデジタル施策がうまくいかないか

多くの日本企業では、CEO/CIO直下にコア事業本部やコーポレート部門等を配置する組織形態となっています。 しかしながらこの組織構造こそが、デジタルを全社的な活動として効率的・効果的に推進する際の弊害となっています。

在タイ拠点においてもデジタル施策を"独自検討"している場合は、サイロ化の道を歩み始めてしまっている可能性があります。





サイロ化の弊害事例 -ありたい姿によって検討すべき論点が異なる-

DX施策例 機械化•設備投資 人力作業例 【拠点戦略に応じたデジタル施策 オペレーション オペレーション支援 拠点戦略 (例) 営業·受注 輸送 庫内業務 分析/顧客ニーズ対応 ペーパーレス化 倉庫在庫最適化 輸送ルート最適化 倉庫パフォーマンス分析 集中倉庫 営業事務の自動化 自動什分け・出荷 輸送状況モニタリング 要員パフォーマンス分析 庫内業務の自動化・機械化を軸に、 需要予測 自動棚 着荷確認 損益分析 AIによるオペレーションの最適化を組 AIを活用した入庫・保管・ み入れたスマート倉庫を目指す 無人搬送 幹線自動運転 顧客ニーズ分析 出庫管理 ペーパーレス化 倉庫在庫最適化 輸送ルート最適化 倉庫パフォーマンス分析 八ブ拠点倉庫 営業事務の自動化 自動仕分け・出荷 要員パフォーマンス分析 輸送状況モニタリング 需要予測 自動棚 着荷確認 損益分析 スマート倉庫同士をコネクトし、AIによ AIを活用した入庫・保管・ るコントロールセンターが全体最適を目 無人搬送 顧客ニーズ分析 幹線自動運転 指したオペレーションの実現を目指す 出庫管理 ペーパーレス化 倉庫パフォーマンス分析 倉庫在庫最適化 輸送ルート最適化 自動仕分け・出荷 地域分散倉庫 要員パフォーマンス分析 営業事務の自動化 輸送状況モニタリング 白動棚 損益分析 着荷確認 需要予測 無人搬送 顧客ニーズ分析 仕分け・出荷 幹線自動運転 小規模倉庫をコネクトし、バーチャル 倉庫在庫最適化 入庫 な集中倉庫・ハブ拠点倉庫を構築。 AIを活用した入庫先・輸送車 複雑化するトランザクションをAIが制 庫内搬送 御するオペレーションの実現を目指す 両の割り当て



想定課題と解決策

デジタルを部門最適から全社最適へと成長・加速させるためには、全社デジタルを強力にリードする専門組織「DXMO: Digital Transformation Management Office」(デジタル事務局)の組成が有効です。タイ拠点でも同じコンセプトのブランチを設置し、本社との連携のもとに組織整備を図ることが重要なポイントと考えられます。

よくある問題事象

部門ごとのデジタル戦略がない

デジタル担当の本社役員がい

デジタル投資の KPIがなく、効 果が不透明

POCどまりで先 に進まない

人材不足、IT 部門のサポート も限定的

組織横断的な情報共有がされていない

デジタル施策の 進め方が定まっ ていない

そもそもITインフ ラが整っていない



想定課題

デジタル戦略とKPI、 推進責任者の不在

デジタル推進責任者が明確な戦略・ゴール設定、KPI定義をしておらず、デジタルが"手段"ではなく"目的"になっている

標準化されたデジタル組織・プロセス・ソリューションの不在

デジタル推進活動が各部間内でサイロ化していることから、全社最適の 観点においては、リソース不足、プロセスの不透明化、不適切ソリューションの採択を引き起こしている

日本本社・タイ拠点での解決策

【日本本社】 デジタル事務局の設置

経営戦略と整合した 全社DX戦略/KPIの 策定・推進



必要なDX組織と デジタル人材の定義 ・定着化支援



最先端DXを実現する 革新的テクノロジーと 標準プロセスの構築支援

【タイ】 デジタル事務局 ブランチの設置

全社DX戦略のローカライズ /KPIの策定と測定



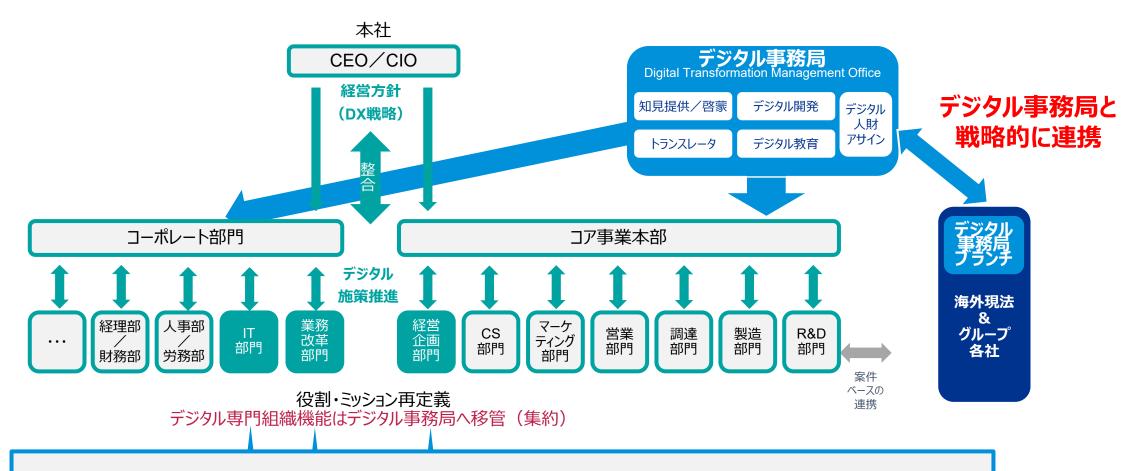
ローカルデジタル人材の採用・定着化/日本本社との連携



プロジェクト支援



(イメージ) デジタル事務局設置モデル



- 上記デジタル事務局のミッション・役割を踏まえ、IT部門、業務改革部門、経営企画部門のミッション・役割を再定義する
- IT部門(場合により、デジタル化に関わる経企)のデジタル専門組織機能があれば、デジタル事務局へ移管(集約)する
- IT部門では精緻なリソース計画のもと、引き続き各事業部門へのサポートを担う (既存アプリケーション、サーバの維持管理、全社共通インフラ導入、SIベンダ管理、契約など)





業務効率化の次の一手

RPAの次は何をすべきだろうか?

実用化

Class₁

(定型作業の自動化)

Class2 (非定型作業の自動化)

問題発見・プロセスの分析・

意思決定・改善まで自動化

• 作業の自動化のみならず、

Class3

定型作業を自動化

• しかし例外対応等は人間が必要

例外対応や非定型業務の 自動化

- ディープラーニング
- 自然言語処理

■ 情報読取(非構造化データ)

- 知識ベースを活用した問合せに対する回答
- 蓄積情報からルール作成

特徴

主な適用対象

■ 情報取得(クローリング)

- 情報読取 (構造化データ)
- 入力作業
- 検証作業
- 複数システムへのログイン 等

■ 問題発見

- 意思決定
- 複雑な処理
- 高度なアナリティクス 等

主な 製品

縦横無尽にシステム間処理ができる

「巨大マクロ」

UiPath Blue Prism NICE asirrera WinActor

Automation Anywhere BizRobo! Pega WorkFusion 「強化版RPA」

Google TensorFlow **IBM Watson IPsoft Amelia** Microsoft Azure

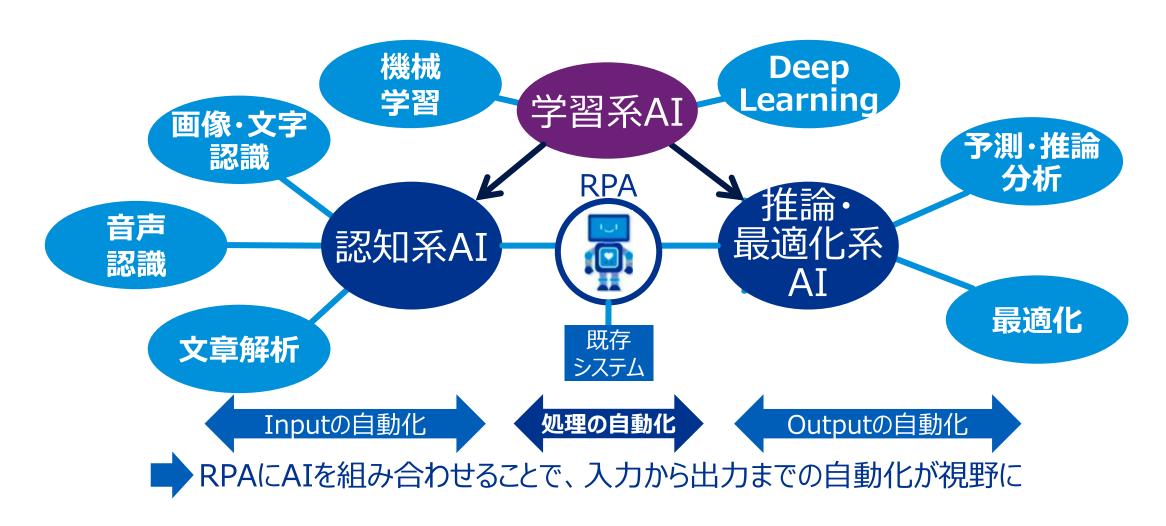
┿「コグニティブAI l

■ 現時点で製品なし



AIの分類

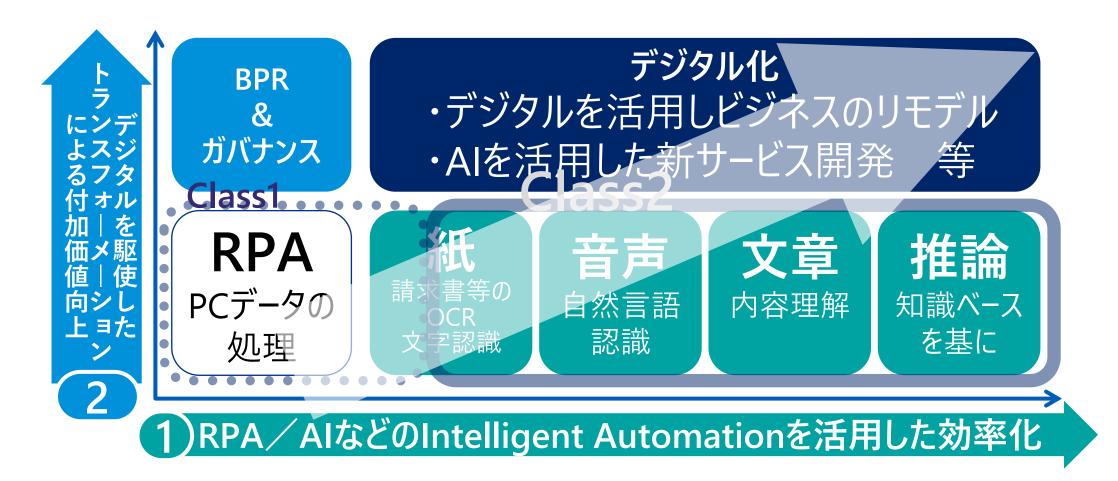
AIは大別して認知系、推論・最適化系の2つに分けることができ、機械学習AIを基礎としています。





RPAとデジタルトランスフォーメーションの関係

RPAの次のステップとして、AIを活用した業務改革を推進することは、業務効率化に向けたデジタルトランスフォーメーションの第一歩ととらえることができます。





(参考) 一般的に大きな効率化が見込まれる業務領域

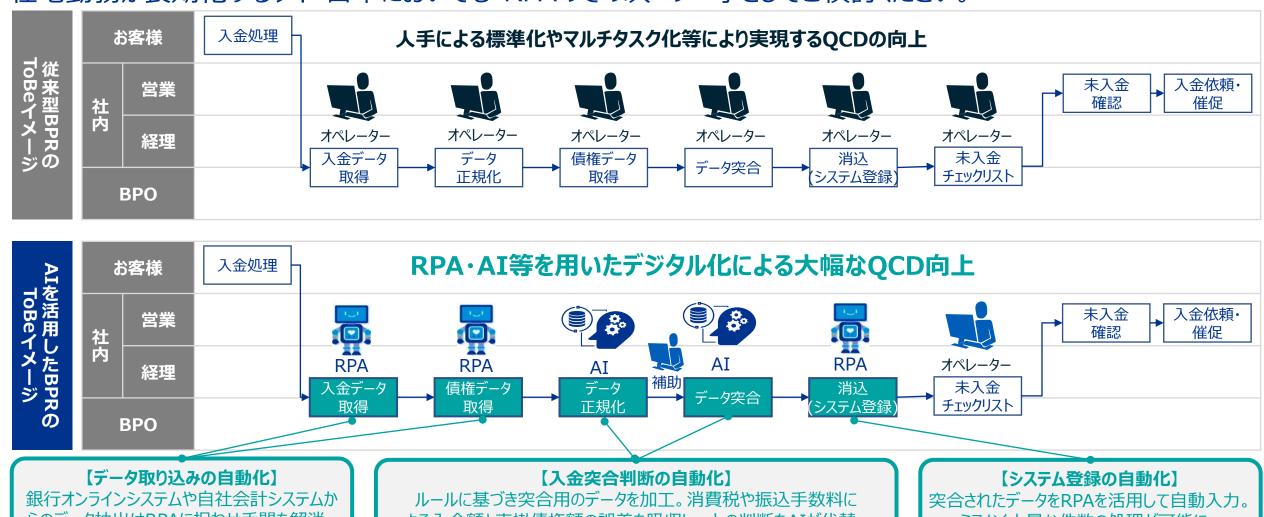
| Work force administration | Accounts Receivable | General Accounting | Mgmt. Reporting & Statutory Compliance | Treasury & Cash Management | Fixed Assets | Financial Planning and analysis | Others |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| Strategy and Policy | Strategy and Policy | Journal Entries | Strategy and Policy | Cash and Intercompany management | Strategy and Policy | Strategy and Policy | Create policies and procedures |
| Vendor Master Data | Customer Master Data | TB Review | Master data maintenance | Treasury reporting, Control & compliance | Capital/Revenue Project Tracking and Reporting | Operational Planning and Budgeting | Manage changes In policies & procedures |
| Invoice Processing | Cash Application | Account Reconciliation | Accounting system maintenance | Manage hedging | Process Addition/ Acquisitions | Forecasting | Internal audit |
| Verification/ Approval | Periodic close and Reconciliation | Intercompany accounting | Fiscal reports preparation and distribution | Reconcile bank statements | Manage Ledger | Process and performance management | Controllership activities |
| Payment Processing | Customer Queries | Data recording accounting & recon | Statutory reports preparation and generation | Issue/extend/ cancel and manage letter of credit | Calculate and Post Depreciation | Evaluate and manage fin & ops performance | Manage taxation |
| Queries & Discrepancy Resolution | File / Store / Retrieve | Statutory Adjustments | Management reporting | Manage Capital structure | Asset sale, reclassification and retirement | System maintenance | |
| Payments Proposals & Payments | Customer Invoicing | | | Monitor investments & manage cash | Asset tracking | Lege | nd Human Labor |
| Periodic closing and reconciliations | Collections Management | | | Perform forex accounting | Periodic Close and Reconciliations | <u> </u> | Basic Automation Enhanced Automation |
| AP Management Reporting | Collections forecast | | | Risk reporting | Master data maintenance | | Cognitive Automation |



AI+RPAで従来の効率化効果を大きく上回る成果を実現

従来のRPAにAIを組み合わせることで、さらに「大量に」「正確に」「早く」業務を運用することが可能になります。

在宅勤務が長期化するタイ・日本においても"RPAのその次"の一手としてご検討ください。



らのデータ抽出はRPAに担わせ手間を解消。

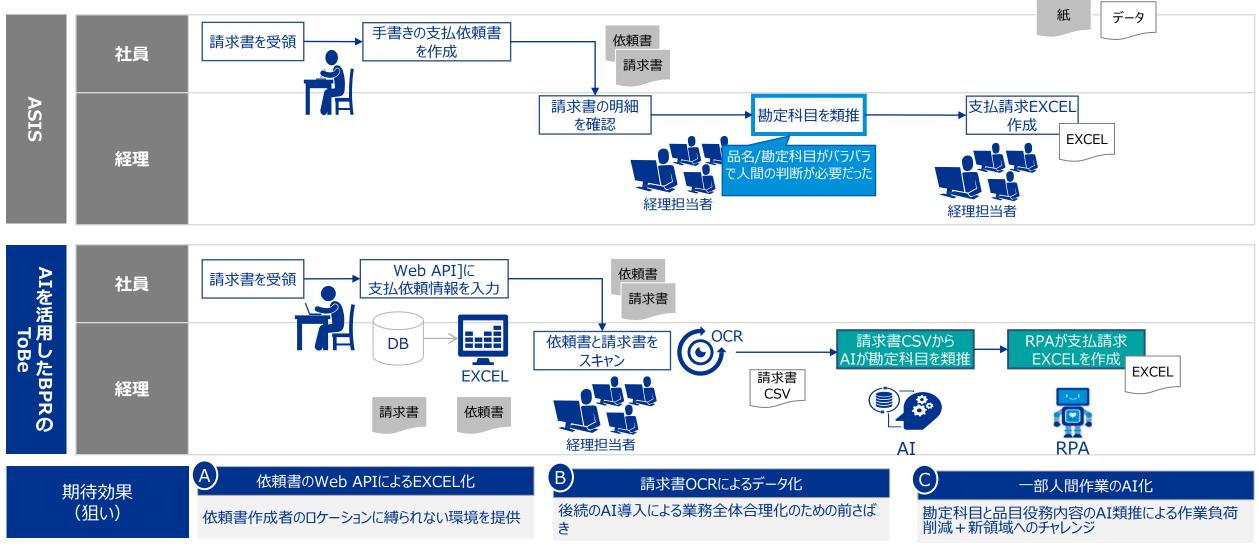
よる入金額と売掛債権額の誤差を吸収し、人の判断をAIが代替。

ミスなく大量な件数の処理が可能に。



ケーススタディー: RPA+AIで現状比80%の生産性向上を実現

従来のRPAだけでも60%以上の効率化を実現していましたが、担当者の経験で判断をしていた"勘定科目の類推"にAIを導入することで、さらなる業務の効率化を実現しました。





(参考) 業務改革を加速させるIntelligent Automation

ビジネスプロセスを軸に、それらを**実行する人(RPA/AI含む)や社内外システム・データなどを連結**させ、プロセス変革に弾力性を持たせたIntelligent Automationを実現していくことを推奨しております。

Intelligent Automation Platformの全体像 Action Observe Orient Decide AI (OCR含) **RPA** Staff CxO Manager 指示 プロセス 自動 KPI KPI モニタリング 起動 変更 Business **Process** 購買依頼 サービス提供 検収 発注 支払い 実行環境 実行環境 データ連携 データ連携 データ連携 実行環境 **M** EQ **ERP** DB **Data Center** System SaaS Legacy In House Out of Company 構成要素



まとめ

デジタル施策を進めるためには、全社的かつ全体的に進めるための組織整 備が重要。日本本社のデジタル化の方針に合わせたタイ拠点としての方向 性を打ち出す必要あり。 デジタル推進の第一歩として、成功体験を得やすい業務効率化・自動化 への取り組みを推奨。ロボットの活用+AIを駆使することとで人手を介さな い業務設計が一般的な選択肢になってきている。 当面の方向性としては、単なる業務効率化では人員削減といったネガティ ブなイメージを醸成してしまう可能性があるため、"働き方改革"といったポジ ティブなメッセージが重要。





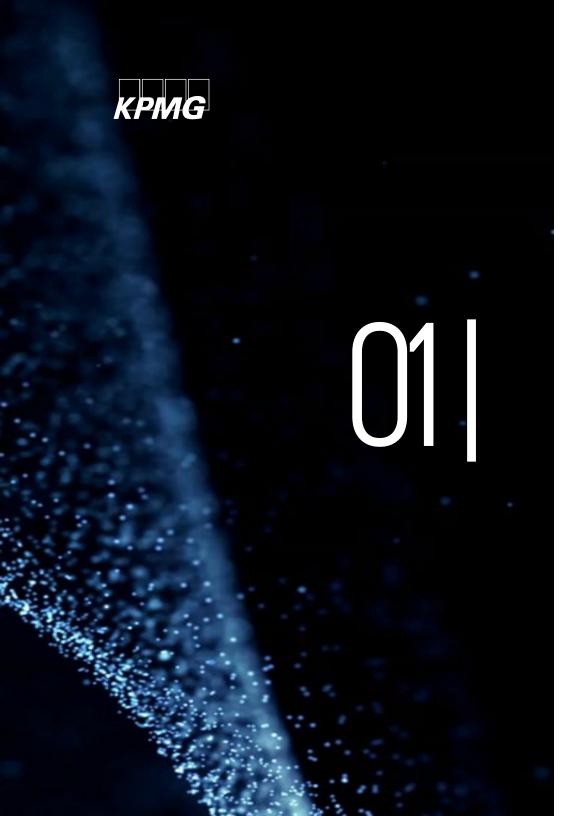
会社再編の実務

柴田智以 パートナー / TAX

アジェンダ

事業の売却 (想定事例) ・ 事業の一部を第三者へ売却 • グループ内で複数の事業の一部を分社化 (想定事例) 事業の統合 ・ 事業の全部を第三者へ売却 グループ内で2社を1社に統合 (想定事例) 会社の清算 • 事業を売却または廃止後、会社を解散・清算

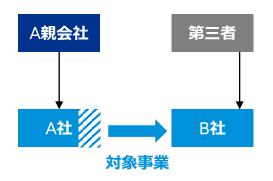




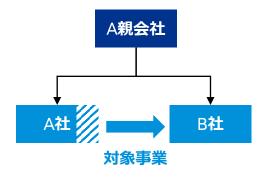
事業の売却

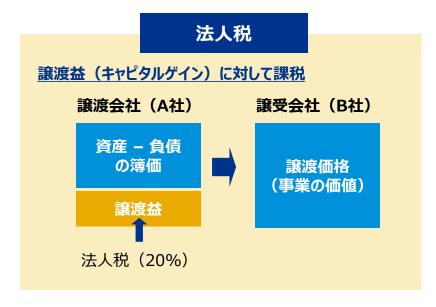
資産譲渡にかかる税金

会社の一部の事業を売却する 場合、タイで法的に可能な方法 は資産(事業)譲渡のみ



(グループ内再編)

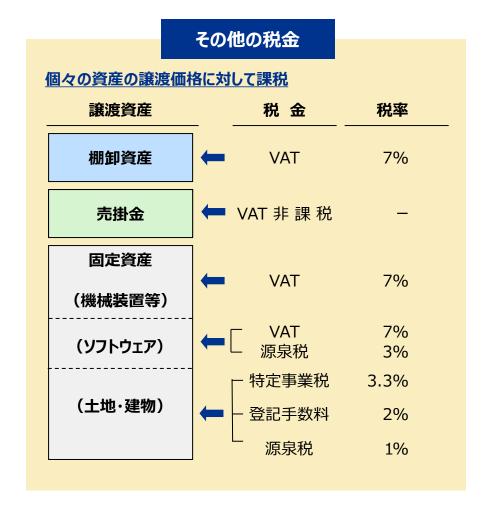




譲渡価格

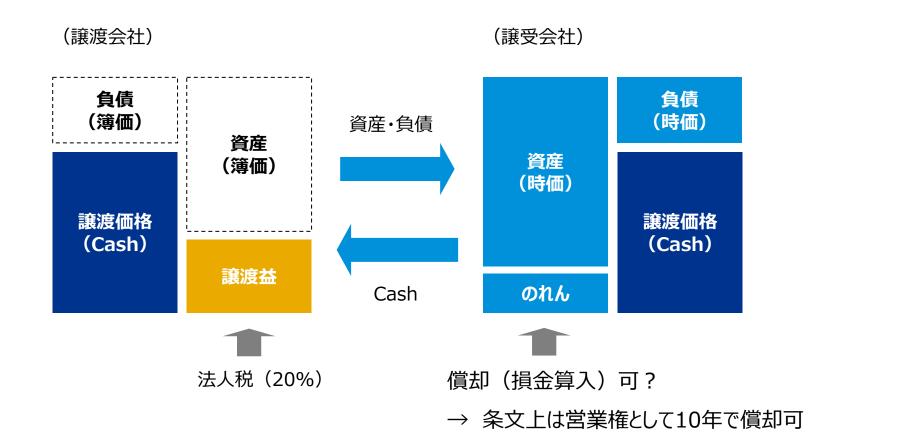
法人税及びVATの観点からは、市場価格での 売買が求められる (歳入法65条の2(4)) → 鑑定評価が必要

譲渡会社 (A社) の繰越欠損金 譲受会社 (B社) に承継不可





資産譲渡にかかる税金(のれんの論点)



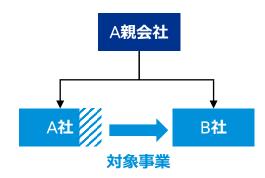


だだし、今年2月にのれんの損金算入を否定するタックスルーリングがに出されている

資産譲渡にかかる税金(特例)

- 右記の要件を満たすグループ内再編に限っては、間接税(VAT・特定事業税・印紙税)が免除される
- ただし、法人税は免除されないため (キャピタルゲインに対する課税あり)、 市場価格で譲渡することが求められる

(グループ内再編)



| | 要件 | 要件の詳細 | |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 | 株式会社 | 譲渡会社と譲受会社はいずれもタイの法人であること | |
| 2 | 資本関係 | 事業譲渡前の譲渡会社と譲受会社との間に50%以上の資本関係があること (形式要件) 親子関係、兄弟関係、親と孫の関係 (実質要件) 譲渡会社の取締役と譲受会社の取締役が同じであること | |
| 3 | 資本関係の継続 | 上記2の資本関係が事業譲渡を行った事業年度の末日から6ヶ月を経過するまで継続すること | |
| 4 | 事業規模 | 譲受会社の純資産が事業譲渡価格(資産 - 負債の価値)よりも大きいこと | |
| 5 | 事業の継続 | その事業に関連する資産が譲渡されていること 譲渡された資産が譲受会社にて継続使用されること | |
| 6 | 事業単位の譲渡 | 事業部単位もしくは支店単位での譲渡であること (譲渡対象となる資産・負債を選択するものではないこと) | |
| 7 | 譲渡会社の存続 | 事業譲渡後に譲渡会社が少なくとも一以上の実態のある事業を営むこと | |
| 8 | 届出·手続 | 事業譲渡前に譲渡会社と譲受会社が連帯して歳入局へ一定の届出を行うこと | |



法務の論点



移管されるもの

- 資産および負債
- 従業員
- 契約(取引関係)
- ライセンス

| 項目 | 詳細 | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 従業員 | 従業員の移管方法は、譲渡会社と譲受会社の当事者間で決定できる。 ①A社を解雇してB社で再雇用 ②解雇なしにA社での勤続年数をB社が承継(転籍) 上記①の方法をとる場合は、各従業員の勤続年数に応じた法定解雇金の支払が必要。 | | |
| | 勤続年数 法定解雇金 120日以上1年未満 30日分の給与 1年以上3年未満 90日分の給与 3年以上6年未満 180日分の給与 6年以上10年未満 240日分の給与 10年以上20年未満 300日分の給与 20年以上 400日分の給与 上記②の方法をとる場合は、各従業員から個別に転籍の同意を得る必要あり。この場合、B社での雇用条件(給与・福利厚生等)は、A社よりも同等もしくはそれ以上でなければならない(下回る場合は、各従業員から個別に同意を取る必要あり)。 | | |
| 契約(取引関係) | 契約はA社からB社に自動的に承継されないため、B社がA社の顧客・サプライヤーと新たに契約を締結、もしくはB社・A社と各顧客・サプライヤーとの間(3者間)でA社がB社の契約を承継する旨の契約(Novation Agreement)を締結する。 | | |
| ライセンス | A社のBOIの投資奨励は、株主総会での決議および対象設備が譲渡されることを条件にB社がA社の投資奨励を承継できる。 それ以外のFBLなどの許認可・輸入ライセンスは承継されないため、事業譲渡前にB社側で新たに申請・取得しておく必要あり。 | | |



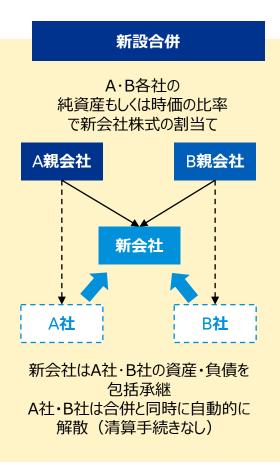


事業の統合

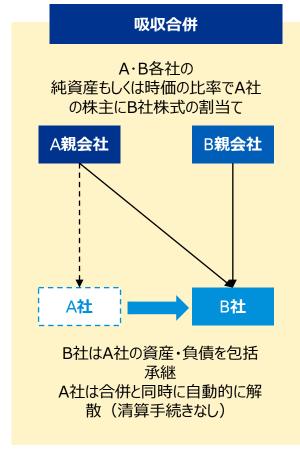
事業の統合方法

- 現在のタイの法律で事業統合が可能な方法としては、新設合併と事業譲渡のみ
- ・ 2020年6月に閣議が吸収 合併制度(合併対象会社 のうち、片方が消滅する一方、 もう片方が存続する)を織り 込んだ民商法の改正案を承 認したが、その後アップデート はない(法律の施行日につ いては引き続き未定)

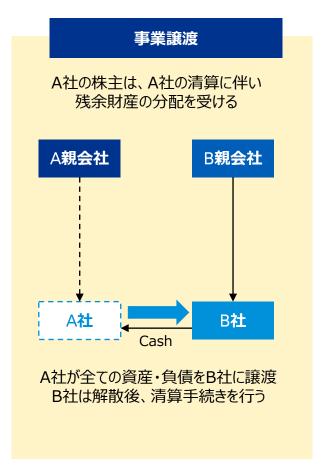






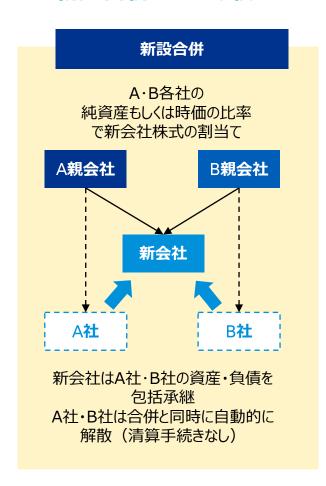


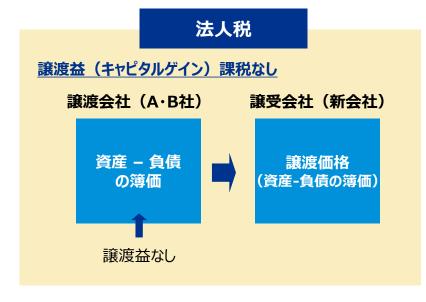






新設合併にかかる税金





譲渡価格

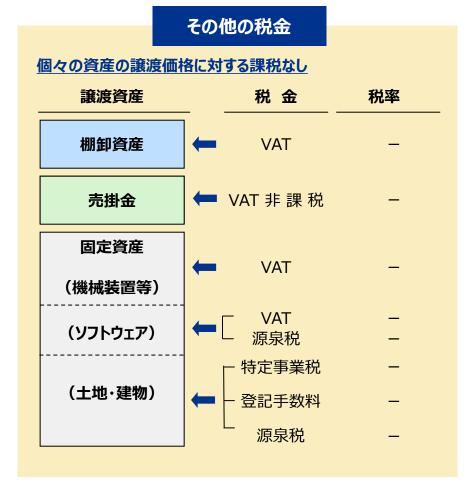
簿価で譲渡されるため、キャピタルゲインに対する課税なし (歳入法74条(1)(b))

譲渡会社(A·B社)の繰越欠損金

新会社に承継不可

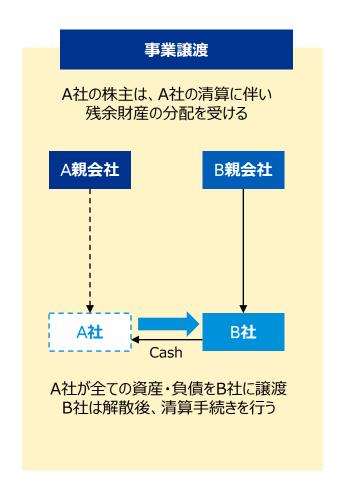
株主への課税

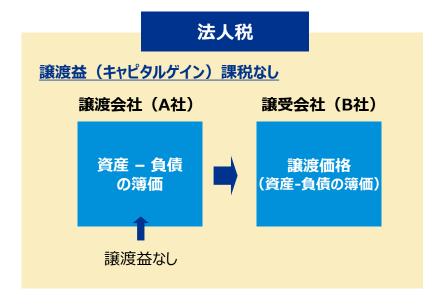
タイでの課税はなし





全部事業譲渡にかかる税金





譲渡価格

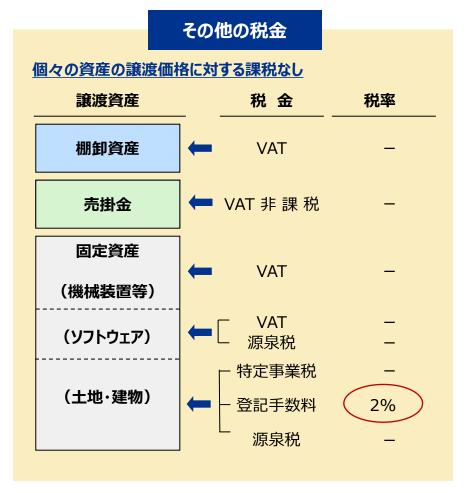
キャピタルゲインに対する課税なし(歳入法74条(1)(c))ただし、過去の最高裁の判決により、のれん相当額は課税される

譲渡会社(A社)の繰越欠損金

譲受会社(B社)に承継不可

株主への課税

A社の清算時にA社の株主に課税あり





法務の論点

(新設合併)



(全部事業譲渡)

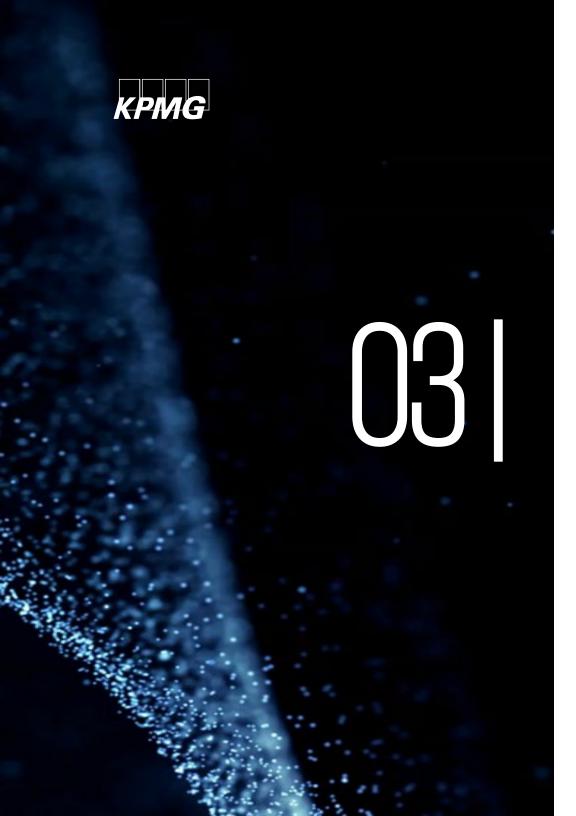


移管されるもの

- 資産および負債
- 従業員
- 契約(取引関係)
- ライセンス

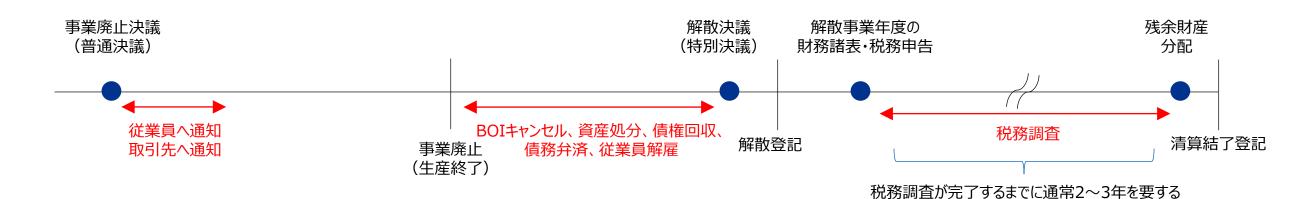
| 項目 | 詳細 | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 従業員 | 従業員の移管方法は、譲渡会社と譲受会社の当事者間で決定できる。 ①解雇して再雇用 ②解雇なしに勤続年数を承継(転籍) 上記①の方法をとる場合は、各従業員の勤続年数に応じた法定解雇金の支払が必要。 上記②の方法をとる場合は、各従業員から個別に転籍の同意を得る必要あり。この場合、譲受会社での雇用条件(給与・福利厚生等)は、譲渡会社よりも同等もしくはそれ以上でなければならない(下回る場合は、各従業員から個別に同意を取る必要あり)。 | | |
| 契約(取引関係) | (新設合併) 契約はA・B社から新会社に自動的に承継 される。 | (全部事業譲渡) 契約はA社からB社に自動的に承継されないため、 B社がA社の顧客・サプライヤーと新たに契約を締結、もしくはB社・A社と各顧客・サプライヤーとの 間(3者間)でA社がB社の契約を承継する旨 の契約(Novation Agreement)を締結する。 | |
| ライセンス | (新設合併) A・B社のBOIの投資奨励は、株主総会での決議を条件に新会社が承継できる。 FBLなど一定の許認可は自動的に承継されるが、輸入ライセンスなどは新会社で再度申請・取得する必要あり。 | (全部事業譲渡) A社のBOIの投資奨励は、株主総会での決議を 条件にB社がA社の投資奨励を承継できる。 それ以外のFBLなどの許認可・輸入ライセンスは 承継されないため、事業譲渡前にB社側で新た に申請・取得しておく必要あり。 | |





会社の清算

3. 会社の清算



(1) 資産処分

- 事業廃止といった理由であっても、資産の処分 (売却)に際しては、税務上は市場価格での 取引が求められる → その後の税務調査で着 目される論点であるため、鑑定評価をとっておく べき
- 解散登記日において資産が残っている(BSに計上されている)場合、その資産の市場価格に対してVATが課される(税負担になる)
 → 解散決議前にVATの課税対象となる棚卸資産や固定資産を処分しておくべき
- BOIのキャンセル時に輸入税の免除を利用した機械装置や原材料につき、遡って輸入税(+ 延滞税)の納付が必要になる場合がある

(2) 従業員解雇

- 会社都合の解雇となるため、下記の法定解雇金を支払う義務あり
- 解雇日前の最後の給与支払日から 30日以上前に従業員へ通知(実務 的には書面による同意)がされていな かった場合、会社は上記に加えて30 日分の解雇金を支払う義務がある

| 勤続年数 | 法定解雇金 |
|------------|----------|
| 120日以上1年未満 | 30日分の給与 |
| 1年以上3年未満 | 90日分の給与 |
| 3年以上6年未満 | 180日分の給与 |
| 6年以上10年未満 | 240日分の給与 |
| 10年以上20年未満 | 300日分の給与 |
| 20年以上 | 400日分の給与 |

(3) 債権放棄

- 債務免除益に対して法人税 の課税あり
- 繰越欠損金があれば相殺可 (期限切れ繰越欠損金の使 用等の特例措置はない)

(4) 解散登記後

- その事業年度の期首〜解散登記日までが最終事業年度
- 解散登記日から4ヶ月以内に株主総会にて決 算承認
- 解散登記日から150日以内に法人税申告
- 解散事業年度の法人税申告書を提出後、税 務調査が実施される(実施される時期は税務 当局次第で、税務調査が完了するまで通常2 ~3年を要する)
- 税務調査完了後、VAT登録のキャンセル通知 を受領して初めて清算結了登記が認められる



まとめ

1 事業の売却 税金の影響が大きいので事前に要検討 従業員・取引先への通知・説明のタイミングを含め、やるべきこととスケジュールを事前にリスト化する必要あり 会社の解散後に税務調査が実施され、清算結了まで時間がかかる





本日のセミナーにご参加頂きありがとうございました。 退出後、簡単なアンケートにご協力をお願いします。



ディスカッション・ご相談・ご提案依頼お気軽にどうぞ!



横山 大介 Daisuke YOKOYAMA

Advisory Associate Director

dyokoyama@kpmg.co.th +66 (0)61 023 8909

柴田 智以 Tomonori SHIBATA

Partner, Tax

tshibata1@kpmg.co.th +66 84 439 3029



